

# 柳川地域審議会答申の 対応状況報告書

平成19年3月19日

1 施設使用料・減免団体の調整（P73：④受益者負担の確立）

理由：施設ごとに使用料や減免団体の基準が異なり、一部の施設に予約が集中したり、料金徴収の際にトラブルになるなど混乱しています。市民サービスの均一化・格差是正に向け、早急な解決を要望します。

対応状況	対応課
平成17年12月に行政内部の会議を設置し、現状や課題などを踏まえて市の方針の取りまとめ、市民代表者による使用料検討委員会で19年度中の統一に向けて協議を行っています。	企画課

2 交通手段の確保（P173：（2）交通手段の確保）

理由：福祉巡回バスは、週2日の運行となっており、利用しにくい状況にあります。駅までの交通手段や庁舎間の交通手段としても利用できるような見直しを要望します。

対応状況	対応課
福祉巡回バスは、平成18年10月から各ルート週2日の運行を両開線は週6日、蒲池・昭代線は週3日に見直しています。巡回バスを西鉄柳川駅まで延長することについては、西鉄バスや堀川バスの路線と競合するため、現状では困難です。また、庁舎間の運行やバスが走っていない大和町・三橋町区域の対応については、市民ニーズを的確に把握し、路線バス会社との協議を踏まえた上で柳川市バス対策協議会の中で検討する必要があります。	企画課

3 通学路の防犯灯設置（P193：③防犯灯の設置促進及び緊急連絡体制の整備促進）

理由：農村部では街灯などがほとんどなく、中学校の部活動などで帰りが遅くなる子どもを持つ保護者は不安を抱えています。集落内は市の補助制度を活用して自主的な整備に努めますが、通学路をはじめ地域の境などに公設の防犯灯を設置するよう要望します。ただし、農作物に影響を与えないように深夜等、時間帯により消灯するなど配慮していただくようお願いします。

対応状況	対応課
現在、柳川市では通学路も含めて各地区の防犯灯設置の希望があった場合は、総務課が担当している「柳川市防犯灯設置補助要綱」により、設置費の2万円を限度に補助を行っています。市としては、防犯灯設置については、今後もこの補助制度を活用し対応していきたいと考えています。 ご要望のように農村部の集落以外を公設の防犯灯で対応することは、電気料等の費用面や設置基準（どのような場所を公設で対応するのか）などの問題を解決する必要があり、通学路が統一的な基準で指定されていない現時点では困難であると考えています。	学校教育課、 総務課

#### 4 道路整備の促進（P170：（1）道路交通網の体系的な整備）

理由：平成20年春に開通予定の有明海沿岸道路は、旧柳川市の蒲池地区を通ることとなっており、広域高速道の整備に併せて、市民の生活道路となっている水田大川線の拡幅や高橋中牟田線の国道385号への接続を早期に実現するよう要望します。また、市外からの主要道で、現在朝夕の交通渋滞が目立つ国道385号・県道久留米柳川線については、バイパス整備を早期に行うことを要望します。

また、通学路の安全確保のため、小中学校付近の道路の歩道の設置や拡幅を要望します。特に東宮永小学校前の道路は幅員が狭く、早急な対応をお願いします。

対応状況	対応課
<p>各道路整備の状況については次のとおりです。</p> <p>①水田大川線は、久留米柳川線と交差する金納交差点改良工事を、渋滞解消の第1意義として平成18年度より工事着手しています。その他の区間では拡幅箇所の選定と現地調査を行う必要があります。</p> <p>②市道高橋中牟田線の道路新設については、平成18年末までに測量と地元説明会を終えて、現在各関係機関と協議中です。平成19年度に用地買収と物件移転補償を実施し、平成20年度から工事着手できるよう作業を進めています。</p> <p>③国道385号バイパスは、有明海沿岸道路供用開始（平成20年春）に併せて国道208号から東蒲池交差点までを整備する計画です。</p> <p>④久留米柳川線バイパスは、ルート決定後、地元説明会を開催し、平成19年度より整備区間の測量調査設計に着手する予定となっています。</p> <p>⑤小中学校付近の歩道設置・拡幅については、地権者の同意が得られる箇所を優先的に整備しており、平成18年度は、中山小学校前・昭代第二小学校前・東宮永小学校西側の工事を実施しております。東宮永小学校については、平成19年度以降も地権者の同意を得て早急に整備をするよう計画をしています。</p>	<p>建設課</p>

#### 5 総合運動公園の整備（P105：②総合運動公園などの整備）

理由：公認の試合が実施できる陸上競技場、サッカー場、野球場などを含めた総合運動公園の整備を要望します。

対応状況	対応課
<p>柳川市総合計画及び柳川市教育施策で、健康づくりのための生涯スポーツ・レクリエーション活動推進のための基盤整備の充実を図るため、スポーツ施設の充実をあげており、その中で、</p> <p>①競技スポーツの拠点施設としての総合運動公園の推進を図る。</p> <p>②既存のスポーツ施設の整備・充実に努める。</p>	<p>生涯学習課</p>

としています。このようなことから、市民及び諸団体、スポーツ競技団体等の意見を調整し、財政面の観点から関係各課、諸団体等との協議を重ねた上で検討していかねばならないと考えています。

＜その他委員からの意見＞

- 城南町交差点の交通渋滞解消（P170：（1）道路交通網の体系的な整備）

理由：城南町の交差点は、歩車分離信号となっており、以前より朝夕の渋滞がひどく、その周辺の生活道路まで混雑しています。歩行者の安全を第一に渋滞解消策を要望します。

対応状況	対応課
<p>信号については、公安委員会（警察）が設置しています。設置後渋滞がひどくなったため、以前も改善策を要望し、信号の時間調整等を行ってもらっています。この交差点では、過去に青信号で横断中の歩行者が右折車両にはねられ死亡する事故が発生したこともあって、歩行者の安全確保に効果がある歩車分離信号が導入された経緯があります。渋滞解消の抜本的な方策は、どの方向からも交通量が多いので通過車両が減らない限り難しい状況ですが、信号による改善が可能かどうか警察と協議していきます。</p>	<p>総務課</p>

- 行政区の見直し（P77：（4）行政区の見直し）

理由：旧柳川市では行政区の見直しを合併前に進めていましたが、合併によって中断している状況です。現状では、行政区の受持世帯数は10戸から300戸までバラツキがあるため、早期の見直しを要望します。

対応状況	対応課
<p>現在、行政区の受け持ち世帯数は9世帯から約230世帯と大きな差があり、行政区で活動を行う際に、小さいがゆえに、あるいは大きいゆえに活動に問題を抱えているところもあるようです。そこで、平成19年度に「行政区適正化委員会」を設置し、行政区の役割を見直し、受け持ち世帯数の平準化に向けた検討を行います。</p>	<p>総務課</p>

○ 水辺の散歩道などの清掃（P185：（3）環境教育の推進）

理由：水辺の散歩道や学校周辺は、定期的に学生が中心となって清掃が行われていますが、十分に清掃されているとは言えない状況にあります。観光資源の一つとして、市が清掃し、観光客にも歩いて見ていただける状況になるよう要望します。

対応状況	対応課
<p>現在、クリーン連合会を中心に各地区で自主的に一斉清掃や害虫駆除などがおこなわれており、環境関連のボランティア団体も積極的に道路や水路、河川の清掃などに携わっています。</p> <p>平成16年8月には、民間団体が主体となった「道守柳川ネットワーク」が設立され、現在25団体、350人の会員で年3回、水辺の散歩道など観光客が訪れる観光名所周辺の清掃活動をしています。また、毎年8月（1日～7日）の観光週間には、市民48団体、約1,200人の協力を得て、早朝一斉清掃を行っています。</p> <p>今後も住みよいまちづくりに向かって地域で取り組み、情報を共有し、活発な活動ができるよう支援していきます。</p>	<p>観光まちづくり課、生活環境課</p>

○ 未利用地の開放（深町団地）（P73：⑦未活用財産の有効活用）

理由：市営深町団地は現在取り壊され、空き地の状態となっています。再活用の方針決定まで、一時的に地域住民に開放する（グランドゴルフ場等に貸し出し、清掃管理まで依頼するなど）ことができないか検討を要望します。

対応状況	対応課
<p>遊休状態である市有財産は、柳川市未利用財産検討委員会の審議を経て、活用方針が決定されています。深町団地跡地については、処分することとなっており、明確な売却時期については、現時点では未定です。売却までの期間、地域住民に開放することは、グラウンドとしての機能も有しておらず、管理上の問題も考えられますので、慎重にならざるを得ません。</p>	<p>財政課</p>

○ 水路整備（護岸）（P178：②河川・水路の浚渫と整備）

理由：大雨の際の浸水や浸食によるのり面崩落などがあり、水路整備（護岸）の早急な対応を要望します。また、現在旧柳川市の蒲池地区で国営水路の整備が行われていますが、常時水深2メートルを保つ計画で事業が行われており、小学生などが誤って転落した際には、かなり危険な状況にあります。そのため、水路の要所に救助を行える道具を設置するよう国へ働きかけを要望します。

対応状況	対応課
<p>大雨による水路の法面崩壊については地元行政区長や水路委員長より報告を受け、市と地元で調査を行い法面の崩壊・浸食の程度によ</p>	<p>水路課</p>

<p>り水路護岸の整備を行っています。</p> <p>国営水路の救助のための施設設置については、平成18年9月27日付で農政局に対し要望を行っており、現在、検討して頂いています。</p>	
---	--

○ 新庁舎建設（P67：②公共・公用施設等の適正配置）

理由：重要な案件では、各庁舎を往復する必要があったり、その庁舎では対応できないものがあるなどの声があり、全分野が一緒になった庁舎建設の検討を要望します。

対応状況	対応課
<p>行政事務を効率的に行うには、分庁方式より本庁方式が望ましいと考えますが、新庁舎建設については、膨大な財源を必要とするものがあります。厳しい財政状況の中、優先すべき事業を多く抱えていますので、現時点ではまったく白紙の状態であり、将来的検討課題として考えています。</p>	<p>財政課</p>